

第 11 回滋賀県首長会議の概要

1. 日 時 平成 30 年 2 月 13 日（火）14 時～16 時 55 分
2. 場 所 豊郷町隣保館
3. 出席者 知事、全市町長
4. 概 要

（1）滋賀県の治水対策について

【野洲市提案概要】

○本県の治水対策に関して以下の各点についての県の考え方を確認し、今後の対策の進め方を議論したい。

- ①河川の整備が想定よりも遅れていることへの対応
- ②住民から要望の多い除草や浚渫への対応
- ③瀬田川洗堰操作への対応や全閉解消の見通し
- ④平成 20 年 11 月の四府県知事合意の根拠になった京都府報告「淀川水系河川整備計画案に対する京都府域への効果に関する技術的評価について」に対する県の現在の評価、大戸川ダムの大戸川流域における効果評価や代替案の検証の状況、大戸川ダムに対する考え方

【近江八幡市提案概要】

○瀬田川洗堰の開閉、ヘドロやゴミの琵琶湖への流入防止策について意見交換したい。

【市町長発言概要】

- 日野川は台風や豪雨の度に計画高水位を超え、いつ決壊してもおかしくない。国の直轄化を含め、県の河川行政の考え方を見直し、一刻も早く上流まで改修を進めてほしい。
- 昨年の水防法改正により都道府県に大規模氾濫減災協議会を設置することができることとなったことを受け、県は県内 7 圏域の水害協を前提に協議会を設置しようとしている。また、県はその協議会の会長を各圏域の関係市町長とした上で、関係市町に協議会の規約案や水防の計画案を示そうとしている。
- 琵琶湖を抱える県として大規模氾濫災害の減災のためにどうすべきかを主体的に考えるべきであり、各圏域の市町長に協議会会長を担任させ、各圏域で計画策定するものではないと思うので協議会の有り様について再考されたい。
- 大規模氾濫減災協議会における県の役割が分からない。県の水防における役割を再検討願いたい。
- 県の補助河川事業費予算は、28 年度が 37 億 5000 万円、29 年度が 30 億 8700 万円、30 年度が 31 億 1200 万円で、丹生ダム中止の経緯を踏まえた予算になっていない。
- 丹生ダムは国と県が国策として進めてきたことを再認識の上、しっかりと予算をつけて対応してほしい。
- 洪水は待ってくれない。一定の雨量が予測されるなら、あらかじめ琵琶湖の水位を低くするなどの備えをしっかりとしてほしい。
- 県の単独河川事業予算は増額されてきており評価している。しかし、補助河川事業予算が 30 億円程度で推移している。国からすると滋賀県だけ突出して補助事業予算を増額するの

は難しいようだが、姉川、高時川、日野川などの整備も考えると補助事業予算の獲得に向けた取組を強化する必要がある。もしくは、日野川の直轄事業化を真剣に取り組む必要がある。

- 大戸川ダムについては、近年の雨の降り方の変化等を踏まえて必要性が高まっており、洗堰の全閉操作による負担軽減の観点からもダム整備は待ったなしである。下流府県も巻き込みながら淀川水系全体の治水能力を上げるための議論をしてほしい。大戸川ダムの必要性が高まっている点について知事から聞かせてほしい。
- 除草については集落では支えきれない状況が生じている。県はもっと現場をみてほしい。
- 県は琵琶湖が非常に恐ろしい河川であるという認識があるのか。
- 瀬田川洗堰の問題については、下流のために上流をないがしろにしていないか。本県の水政の中で大きな欠落点ではないか。
- 野洲川の国直轄化の延伸を市町と一緒に要望するように願う。
- 先ほどから知事は国や下流府県の考えを聞いてというが、県は県民の安全をどのように考えているのか。この点が抜け落ちていないか。県民益を最大にするにはどうしたらよいかに知恵を使ってほしい。
- 大戸川ダムが宙ぶらりんである理由が分からない。なぜ県民のために素直に大戸川ダムを計画通りにつくってほしいと言えないのか。早くつくってほしい。

【知事発言概要】

- 予算確保が最重要課題であるため、実情を国に要望すると同時に、県の河川整備計画に基づき天井川解消、河道拡大や堤防強化などを着実に進めたい。
- 日野川や野洲川の直轄事業化は難しい課題であるが、引き続き国に理解してもらえるよう努力する。
- 除草や浚渫については治水上の支障となる箇所では緊急性の高いところから順次行っている。除草等の予算額は平成8年と比較して1.5倍を確保している。また、砂利組合による土砂採取、河川内樹木の公募伐採・無料配布などの効率的な維持管理に努めているほか、地域活動支援制度により地域住民の負担軽減も図っている。
- 瀬田川洗堰の全閉の回避、頻度抑制などのためには、まずは洗堰下流の流下能力を高めることが肝要である。
- 瀬田川改修、天ヶ瀬ダムの再開発、宇治川改修などが完成すれば、天ヶ瀬ダムからの放流量が毎秒840 m³から1140 m³に増強され、全閉の頻度減少、全閉操作時間の短縮につながると考える。
- また、これらの事業完成は、後期放流時にも放流量を増やすことができ、琵琶湖の水位低下につながるため、県では瀬田川の河床掘削、天ヶ瀬ダムの再開発、宇治川改修の更なる進捗とともに、鹿跳区間の早期事業化を強く求めていく。
- 丹生ダムは中止決定後の地域振興への対応と同時に、姉川・高時川の河川整備をしっかりと実施していく。
- 大戸川ダムは平成28年度の国のダム検証の結果、最も優位であると判断されたところであり、京都府の評価と同様に淀川水系におけるダムの治水効果は一定あると認識している。

- 四府県知事合意から約 10 年が経過し、近年の雨の降り方や災害発生状況を踏まえると、当時とは状況が変化している。また、淀川水系の河川改修も一定進んできている。このため、国による中上流部の河川改修の進捗状況とその影響の検証が早期に示されるよう、国に働きかけるとともに、地域の声をよく聴き、下流府県ともよく協議しながら本県の立場を説明していきたい。
- 昨年の台風被害で得た教訓に今後どのように対応していくか不断に検証していきたい。
- 琵琶湖へのヘドロやゴミの流入防止のための柵を設けると、同時に水の流れを滞らせることの兼ね合いを検討する必要があると思う。
- 水防法に基づく大規模氾濫減災協議会については、国の緊急行動計画に基づく取組方針を各圏域で定める必要があるため、圏域ごとに調整させていただいている。ご指摘のあった県の役割については重要な整理課題であり、今後の協議会設置に向けて丁寧に進めていきたい。
- 丹生ダムについては地域振興策を実行する段階に入ってきており、国ともよく協議し、協力いただきながら予算を確保してまいりたい。
- 水位管理は重要であり、引き続きしっかり取り組む。
- 除草については地域の実情に精通した市町とよく協議して対応したい。
- 流域治水対策はハード・ソフト両面の対策であり、川の中の対策も重要だが、その対策が十分に早期にできない場合にどう備えるか、逃げるかという視点も持ちながらの対策だと思うので、一緒に取り組んでいきたい。
- 瀬田川洗堰は滋賀県民にとって懊悩だと思う。下流の利水のために上流の治水がないがしろにならないように、上流や琵琶湖の思いを下流の皆さんにしっかりと伝える努力をこれからもしていきたい。
- 京都府が「淀川水系河川整備計画案に対する京都府域への効果に関する技術的評価について」で述べた代替案の検証については、国によるダム検証が行われ、ダムに代わる河川改修だけは進めてきたことを指しているのではないかと思うが、資料を持ち合わせていないため、改めてお答えしたい。
- 大戸川ダムは流域に一定の効果があることは認めるが、国の事業である。国が「中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響の検証しながら実施時期を検討する」としている治水施設であるため、国に検証をしっかりと要請する。同時に、県としてもどこが進んで、どこが進んでいないのかをみていく必要があると思っている。下流府県を巻き込んで考える必要がある。国も桂川の改修が一定進捗してきており、次に大戸川をどうするのかは考えてくれている。知事として県民の命・安全を最優先に考えるのは当然であり、そのことしっかりと伝えると同時に、上流と下流府県の協力、国の事業との兼ね合いの中で議論をするテーマであると考えている。

(2) 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会にかかる開催地及び主会場等の整備状況及びその他課題について

【野洲市提案概要】

- 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会が 2024 年に滋賀県において開催されることになっている。国民体育大会では、正式競技 37 競技の開催地を 2018 年はじめまでに内定する予定となっているが、現在 27 競技については内定されているが、残る 10 競技については未定である。このなかには、自転車、セーリング、ラグビーなど相当の施設整備が必要なものも含まれている。
- 県が整備をすることとなっている主会場や体育館については、事業規模及び事業費等具体的な内容が明らかにされていない。県立施設を会場とした競技開催については、県の施設整備の方向性が不透明であるため、協力体制が得られるのか、十分な施設整備が見込めるのか、危惧しているところである。
- びわこ国体時には、市町の教育委員会に競技について詳しい教員を派遣してもらっていたが、今回はそのような運用をされないと聞きさらに心配している。
- 中央競技団体の視察も迫っているうえに、首長か教育長の同席も求められている。
- 以上のような状況を踏まえ、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催にあたってのハード、ソフト、財源の観点から、準備状況と懸案課題について情報共有を提案したい。

【市町長発言概要】

- 準備状況は心配されることがまだまだある。2018 年度に中央競技団体正規視察に来られるが、会場地が未定のところが 10 ある。2018 年度中に会場地を選定できる段取りなのか。このような中、開催申請書を提出して内定を得られるのか。
- びわこ国体の時には、競技に詳しい先生方が入っていただいて運営がなされていた。今回はないと聞き大変懸念している。
- 当市では、水泳競技を開催予定である。市町に教員の派遣がないと聞いて、不安に思う。プール整備については、まだ基本計画の策定に向けて取り組んでいる段階で、中央競技団体の視察を受けるのは心配である。
- 施設整備は、非常に大きな投資である。県民の健康への効果などを示してほしい。県の財政面に影響はどのくらいあるのか。
- 彦根の主会場は、国体の後、どのような形での利用を考えているのか。
- 新県立体育館は、アクセスが悪く、PFI の効果は限定的であると懸念している。今からでも戻れるなら戻ったほうがよいのではないかと個人的には思っている。
- リハーサル大会の仮設スタンドについては、支援の対象外とされているが、国の施設の基準が変更されると聞いている。国の制度が変われば、仮設スタンドを本大会まで設置しておくことができるので、運用も改めてほしい。
- アーチェリーにエントリーして準備を進めているところであるが、先日、中央競技団体から町の考えている場所では狭いと言われたと聞いた。中央競技団体の視察があったら競技会場としては無理だと言われる可能性があるとも言われている。もし無理なのであれば、なぜあらかじめ県競技団体は言っていないのか。びわこ国体の時はそこでやっていた。
- 陸上競技場も球技に使われるという前提だったのに、球技には使わないとなっている。足

元が崩れてきているのではないか。

- 主会場を球技に使わないとすると、その後何に利用するのか。
- 日々、ルールが変わり、求められるスペックも変わっている。ルールと最新のスペックがわかる専門家がいないとチェックもできない。
- 金亀公園の管理者、設置者は誰になるのか。
- 彦根の第一種陸上競技場を核として利用していくというのは大事なことではあるが、南と北で競い合って競技力を高めてきた経過があることを考慮すべき。
- 専門の先生方にいかに張り付いていただけるかということと、大会の開催に向けて雰囲気盛り上げていけるかが大事だと思う。国体への機運を盛り上げる取り組みが足りないのではないか。競技の宣伝をしていくなど県内で統一した仕組みが必要だと思う。
- 中央競技団体が視察に来られるとき、今の施設を見られる場合、これから整備予定の施設を見ていただく場合などいろいろあると思う。県として指針をお持ちいただいているのか。

【知事発言概要】

- 平成 30 年には、中央競技団体による各会場地の正規視察が実施される。
- 平成 31 年の開催決定に向けた開催基本構想の検討、大会愛称・スローガンの募集・選定のプロセスを通じて、大会の認知度向上と機運醸成を図っていきたい。
- 現時点で全競技の約 7 割が内定済みとなったところ。残る 11 競技についても、できる限り今年度中に会場地選定の目処がつくよう、関係市町・競技団体の皆さんと最終調整を続けているところであり、調整のついた競技については、平成 30 年 5 月に予定している開催準備委員会常任委員会に「第 4 次内定案」としてお諮りしたい。
- 公開競技についても、現在各市町と競技団体に希望をお聞きしているところ。
- 施設整備については、既存施設の活用を基本としながらも、将来にわたり県民の皆さんのスポーツ・健康づくり活動の拠点として活用していくために必要な県立施設を、皆様のご理解をいただきながら整備してまいりたいと考えている。市町への施設整備費補助は、現時点では 19 億円を想定しており、今年度から支援をはじめているところ。
- 開催経費として約 67 億円を想定しており、その中で各市町の運営に対し、できる限り支援をさせていただきたいと考えている。
- 国体の各競技会は市町が中心となって運営いただくことになるため、県として市町に対し、必要な支援をしっかりと行ってまいりたいと考えているところ。
- 市町・競技団体・県による三者協議の場を随時設けているほか、合同の担当者会を行うなどの取組を通じ、市町と団体との円滑な関係が構築いただけるよう、支援していきたい。
- 市町での業務の参考になる資料については今後も随時提供していくことはもちろん、開催 5 年前を目途に、市町が策定される独自の計画等の参考となる準則やマニュアル等を作成し、お示ししていきたい。
- 開催前年からは市町の競技会運営費に対し、支援制度を設け、支援を行う
- 開閉会式の対応をはじめ、全県的な準備・調整は県が実施し、国体の各競技会の運営は市町が担っていただくという役割分担のもと、市町の準備が円滑に進むよう、県として必要なサポートを行ってまいりたい。

- スポーツボランティア等の人員確保については、全県的な大会運営ボランティアの募集は、開催2年前を目途に県が実施することとしている。
- 県では現在、平成33年のワールドマスターズゲームズ関西や、平成36年の国体・全国障害者スポーツ大会の開催を視野に「スポーツボランティア支援事業」として、ボランティアの中心となって活躍いただける人材の育成を目指しているところ。市町が独自に組織するボランティアの募集についても、こうした県の登録ボランティアに参加をお願いするなどの形で、支援したい。
- 警備員の確保については、国体の各競技会場における警備は市町をお願いすることになるが、計画策定の支援や、警備実施に要する経費の支援をしていきたいと考えている。
- 宿泊施設の確保については、県において平成30年度に「宿泊基礎調査」の実施を予定している。県内の宿泊施設のキャパシティを把握し、不足する場合の対策や、市町間の広域配宿の調整などを検討していきたい。配宿業務についても、県・市町合同で実施することで、コスト削減を図りたい。
- 輸送手段の確保についても、輸送関係機関との連携により、借り上げバスの充足対策や市町を越えた配車調整は県が実施し、全県域で円滑な輸送がなされるよう万全を期したい。
- 練習会場の確保についても、その多くが学校等の既存施設となることが想定されることから、県として関係機関に協力要請を行う。
- 彦根総合運動公園（主会場）の南側にある彦根市管理の金亀公園を拡張し、1つの都市計画公園として決定した。主会場整備エリアを健康・運動ゾーン、現金亀公園については、彦根城を中心とした文化ゾーンと位置づけ、都市公園として相互に機能を補完でき、さらなる利用者の増加、地域の活性化に寄与できるものと考えた。
- 新県立体育館の整備については、2022年度中の整備に向け手続を進めている。今後PFI事業者選定委員会の審議を踏まえ、2019年6月に落札者を決定する予定。PFI事業者締結に向けて準備を進めてまいりたい。交通アクセス等に課題があるが、現在の県立体育館が老朽化し、狭隘化しているので、県民の体育イベント等に資する施設となるようできるだけ計画どおりの進捗が図れるよう進めてまいりたい。
- 中央競技団体の視察には県の担当者が同行する。県競技団体にも同席していただく。
- できる限り市町の皆さんや競技団体の皆様に寄り添った対応をするよう私も努めるし、担当にも指示をする。
- 自転車競技の件については、県内に自転車競技の施設整備はできないと申し上げた。
- 主会場、新県立体育館ともに大規模な投資なので、B/C含めてその後の活用に資する施設にしていくことは当然のことである。国体に向けても必要な施設であるが、その後も公立の施設として必要である。
- 市町立の体育館や民間のアリーナもあるが、新県立体育館は役割や位置づけが異なると考えている。いずれにしても造った後の活用はしっかりしていくべき施設であるので、そうしたことを視野に入れた施設整備をしてまいりたい。

【県事務局発言概要】

- 内定された競技から随時視察が行われる。未整備の競技施設については、設計図面で競技実施に必要な施設の利用計画を説明することも可能となっている。

- 内定しているアーチェリー会場は、施設基準を満たしており競技会の実施は可能であるが、中央競技団体が施設基準以外にも望ましい施設整備を求めてくる場合がある。県で競技ごとに担当者を配置して、正規視察に対応してまいりたい。
- 正規視察の冒頭に市役所等で視察員に概要説明をするので、その際に首長や教育長が出席していただくことが望ましい。現場視察においては、施設の管理責任者に説明していただく。
- 第一種陸上競技場については、JFLの試合のほか全国大会の誘致を積極的に進めてまいりたい。皇子山で開催されてきた県域規模の大会は、第一種陸上競技場で一定担っていくことになる。

(3) 地域の特性を活かした農用地の土地利用について

【彦根市提案概要】

- 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農村産業法）（平成29年7月施行）では、市町は、国の考え方に照らして真にやむを得ない場合に、市町の計画等に位置付けた上で、農用地を施設用地として活用することについても可能としているが、この法律において、本市は対象外である。（人口10万人以上で人口増加率が全国平均より高い市であるため。）本市においても、農業従事者の高齢化および後継者不足は深刻で、耕作放棄地は年々拡大しており、その早急な対応が課題となっている。
- 農村産業法の活用を検討したく、対象地域の更なる要件緩和について、県を通じて国に働きかけていただきたい。

【近江八幡市提案概要】

- 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等の活力に満ちたまちづくり施策が迅速に行えない。県内全ての市町が、農業施策を含め地域の特性と実態に即したまちづくりのための施策を迅速に行えるよう、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しについて意見交換を行いたい。
- 圃場整備後も、機能の現状維持のためであって農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解される農業用排水施設の維持管理等の事業が数年ごとに実施されることにより、半永久的に8年未經の要件が広範囲に付加され、本市では、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外ができない。農業用排水施設の単純更新事業については土地改良事業完了後8年未經の対象から除外していただきたい。
- 土地改良事業が実施されていない区域や事業実施から相当の年数が経過した区域であっても、農振除外に際しては優良農地と同様の扱いがなされ、有効活用が出来ないまま荒廃地となることが懸念されている。よって、このような農地については周辺の農地に与える影響も少ないことから、農振除外については市町による裁量を認めてもらうことについて意見交換を行いたい。
- 土地を譲渡されると不動産取得税は県に入る。厳しい財政の中、税収のことを考えても積極的に認められてはどうか。

【市町長発言概要】

- 私からも強くお願いしたい。本町はほとんど全域土地改良されていて青地ばかりであり、コンパクトシティをつくろうとしても難しい。工業団地の従業員の方の住宅をつくろうとしてもままならない。規制緩和をお願いしたい。
- 国は農村産業法について昨年8月に基本方針を定めた。本市でも農振除外の案件についていくつか相談がある。
- 国にガイドラインの早期作成を働きかけ、県においては農村産業法に基づく地域の振興策としての基本計画を一刻も早く作成いただきたい。そのうえで、各市町の実施計画の同意をいただきたい。
- 8年未経などの問題をクリアしたとしても、なかなか県に認めていただけないのがネックとなっている。農水省は、県と市のご判断で決められたことだと思いますと言われる。県が腹をくくってくれたらできるはずだ。現実の事務処理のプロセスにおいて、県がやろうとしないのが問題。県のやろうとしていることを農政局がストップしているのか、それとも県がストップしているのか、富士谷市長が毎回毎回言われる気持ちもよくわかる。そういった現状であるということも認識いただきたい。
- 近江八幡市長に賛同する。農村産業法についても、大いに活用すればいいし地域に限定する必要はないと思う。8年未経の件についても県がかたくなだと思ふ。地域のことは地域で決めたらよいこと。農地をどうするかは地域のありかたにかかわる問題。
- 現在、都市計画の見直しのための調査をしている。いろいろなところから工業的用途やサービス業の土地がほしいというような要望を聞いている。むやみに農地をつぶせとは言っていないが、守るべき農地は守ったうえで、トータルに不要になっている農地をどうするか、滋賀県は地の利がいいのでニーズがたくさんある。本道で都市計画の見直しを大胆に進めてほしい。
- 国のガイドラインが決まっていないと県は逃げてばかり。重い腰だと思っている。
- 我々も農業振興はきちんとしている。だが、農地が多すぎる。全国レベルで考えるべき。
- まだ基礎自治体の上に、県があるという認識でおられるのではないか。
- 十数年前、六次産業の8000㎡の大きい工場を建てたが倒産してしまった。たまたま薬品のメーカーが購入したいと言ってくれたのに、国は認めると言ってくれたが、県はダメだといった。元の農地に戻すことはできない。六次産業の工場が来ることは考えにくい。皆さんだったらどうするか。これが現実。
- 8年未経の問題でいうと、農振法第13条第2項の農振除外の5項目のうち法律で明確になっていないのは第5号のみ。この部分は政令に委任されている。実際土地は誰のものかという私有財産であり、憲法上、財産権は侵害されてはならないし、公共の福祉により制限される場合にも最大限に配慮されることだと思ふ。それが、法律ではなく、政令、さらには県で判断できるようになっているというのは憲法を侵害しているのではないか。国が、県がとお互いに押し付け合っているということが、法律に基づいてやっていると言えるのか。滋賀県で決められることも決めず、どこの法律に書いてあるのかも示さず、これだけの首長が困っていると訴えているのに、県政全体についてビジョンがないというの

はどういうことなのか。

- 国土利用計画について、私は昨年委員だったので、県の審議会に入って市町が開発できる範囲を広げられるよう文言を工夫した。そのままでは開発の余地を最小限にしてしまうところであった。各市町の財政上、まちづくり上、できる限り各地域ごとに特色を生かしながら開発の余地が読み込めるようにして知事に審議会から答申した。ぜひそれをもう一度読み込んでいただき、都市計画を見直す際には、各市町の思いを最大限汲み取っていただき、県も市町も住民も財産を持っておられる国民としての県民もウィンウィンとなるよう知事のリーダーシップを発揮していただきたい。
- 法律に基づいてと言われるが、何法の何条に基づいているのか。
- 各市が抱えている課題であり、農地の転用をしようとするとならまわしになって進まないという実態。今、滋賀県は工業県であるが、この産業構造がいつまで続くかわからない。将来に向けて新しい民間投資を生むことで30年後、50年後の市民、県民が生活できるようにしたいという思いを各首長が抱えている。県の産業ビジョンと土地利用計画を組み合わせたいようなビジョンを県として是非お考え、推進いただきたい。静岡県が内陸フロンティアという形で、戦略的に農業振興をしながら進めていると聞いている。情報収集も進めていただきたい。将来に向けての投資ということでお考えいただきたい。

【知事発言概要】

- 市町のみなさんが農地を含むまちづくりや地域づくりを行うため、御苦心されていることはよく理解しているところ。個別に伺うところは個別に伺いたい。
- なお、まちづくりを進めるにあたっては、市町の皆さんの思いは十分尊重したいが、法令等に基づく現行制度の範囲内で判断しないといけないことも理解いただきたい。
- 農業用排水施設の更新等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、営農条件が優れているため、一定期間（少なくとも事業完了後8年が経過するまでの間）、農用区域として確保する必要があるとされていることはご理解いただきたい。
- 農村産業法は、従前より、人口規模や人口増加率といった要件により定められている。滋賀県においては、旧の大津市、彦根市、草津市が対象外である。昨年7月の法改正がされ、こうした人口要件も含め、国において一定検討された直後であり、今、働きかけることは難しいと考えている。ただ、実情を見て制度設計を考えてほしいと訴えていくことはその通りだと思うので、今後の見直しに向けて議論の素材に乗せていきたい。
- 産業を地域の中に導入することにあたっては、都市計画法に基づく市街化編入の手法のほか、地域未来投資促進法においても、土地利用調整を行えば、農振除外や農地転用の特例があるので、クリアしなければならない要件が制度ごとにあると思うが、そうした他の手法も一緒に検討いただきたい。
- 農村産業法については、国のガイドラインの内容がまだ不明と聞いている。今、個別に相談を受けているのが、近江八幡市、高島市、長浜市。できるだけ国のガイドラインを早く確認できるようにしたいし、それを言い訳にしないようにしたい。
- 国、県ともたらまわししているわけではなく、いずれも法律に基づいて判断し、個別状況により違うので丁寧にやる。

- 野洲市長もおっしゃったように、今後の都市計画で、どう考えていくのかがまず王道で、都市計画の見直しの中でそれぞれの地域のゾーニングを行っていくのが基本と思うので、今、個別に頂いた課題をどう盛り込めるのかさらに検討を深めたい。
- いずれにしても、農地を含めた土地利用に大変多くの課題や可能性を感じていらっしゃることは理解している。
- 産業と土地利用を絡めて都市計画をどうするのかというのは大事な視点だと思う。中長期的なレンジで、今後の産業動向も展望しながら滋賀県内の土地をどう利用していくのかということを県としてもよく検討したい。それぞれの市町の発展にもかかわることなので、よく相談をしていきたいと思う。